

平成 2 1 年

赤平市議会第 2 回定例会会議録 (第 3 日)

6 月 1 9 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開 議  
午後 5 時 5 9 分 閉 会

○議事日程 (第 3 号)

- |         |   |   |
|---------|---|---|
| 日程第 1   | 会議録署名議員の指名  | 平市介護保険特別会計補正予算  |
| 日程第 2   | 諸般の報告   | 日程第 1 4 議案第 2 4 6 号 平成 2 1 年度赤<br>平市病院事業会計補正予算  |
| 日程第 3   | 一般質問<br>6. 穴 戸 忠 議員   | 日程第 1 5 意見書案第 79 号 核兵器の廃絶と<br>恒久平和を求める意見書   |
| 日程第 4   | 議案第 2 3 3 号 赤平市生活安全<br>条例の一部改正についての委員長<br>報告                      | 日程第 1 6 意見書案第 80 号 2010 年度国家予<br>算編成における義務教育無償、義<br>務教育費国庫負担制度の堅持と負<br>担率二分の一復元、就学援助制度<br>充実など教育予算の確保・拡充を<br>求める意見書 |
| 日程第 5   | 議案第 2 3 4 号 赤平市税条例の<br>一部改正についての委員長報告                             | 日程第 1 7 意見書案第 81 号 地方分権改革に<br>あたり地域経済等に配慮を求める<br>意見書  |
| 日程第 6   | 議案第 2 3 9 号 赤平市過疎地域<br>自立促進計画の一部変更について<br>の委員長報告                  | 日程第 1 8 意見書案第 82 号 勤労貧困層の解<br>消に向けた社会的セーフティネッ<br>トの再構築に関する意見書   |
| 日程第 7   | 議案第 2 4 0 号 財産の取得につ<br>いての委員長報告                                   | 日程第 1 9 意見書案第 83 号 全国健康保険協<br>会管掌健康保険の財源調整機能の<br>拡充等を求める意見書   |
| 日程第 8   | 議案第 2 3 5 号 赤平市手数料徴<br>収条例の一部改正についての委員<br>長報告                     | 日程第 2 0 意見書案第 84 号 地方財政の充実<br>・強化を求める意見書  |
| 日程第 9   | 議案第 2 3 6 号 赤平市高齢者福<br>祉研修施設設置条例の一部改正に<br>ついても委員長報告               | 日程第 2 1 意見書案第 85 号 国直轄事業負担<br>金に係る意見書   |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 3 7 号 赤平市国民健康<br>保険条例の一部改正についての委<br>員長報告                    | 日程第 2 2 請願、陳情に関する閉会中審査の<br>議決について   |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 3 8 号 赤平市市営住宅<br>条例及び赤平市特定公共賃貸住宅<br>管理条例の一部改正についての委<br>員長報告 | 日程第 2 3 閉会中継続審査の議決について  |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 4 4 号 平成 2 1 年度赤<br>平市一般会計補正予算                              | 追加日程第 1 議案第 2 4 4 号 平成 2 1 年度<br>赤平市一般会計補正予算の委員<br>長報告  |
| 日程第 1 3 | 議案第 2 4 5 号 平成 2 1 年度赤  | 追加日程第 2 議案第 2 4 5 号 平成 2 1 年度   |

赤平市介護保険特別会計補正予算の委員長報告  
追加日程第3 議案第246号 平成21年度赤平市病院事業会計補正予算の委員長報告

#### ○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
6. 穴戸 忠 議員  
日程第 4 議案第233号 赤平市生活安全条例の一部改正についての委員長報告  
日程第 5 議案第234号 赤平市税条例の一部改正についての委員長報告  
日程第 6 議案第239号 赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更についての委員長報告  
日程第 7 議案第240号 財産の取得についての委員長報告  
日程第 8 議案第235号 赤平市手数料徴収条例の一部改正についての委員長報告  
日程第 9 議案第236号 赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正についての委員長報告  
日程第10 議案第237号 赤平市国民健康保険条例の一部改正についての委員長報告  
日程第11 議案第238号 赤平市市営住宅条例及び赤平市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についての委員長報告  
日程第12 議案第244号 平成21年度赤平市一般会計補正予算  
日程第13 議案第245号 平成21年度赤平市介護保険特別会計補正予算

日程第14 議案第246号 平成21年度赤平市病院事業会計補正予算  
日程第15 意見書案第79号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書  
日程第16 意見書案第80号 2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元、就学援助制度充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書  
日程第17 意見書案第81号 地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書  
日程第18 意見書案第82号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する意見書  
日程第19 意見書案第83号 全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書  
日程第20 意見書案第84号 地方財政の充実・強化を求める意見書  
日程第21 意見書案第85号 国直轄事業負担金に係る意見書  
日程第22 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について  
日程第23 閉会中継続審査の議決について  
追加日程第1 議案第244号 平成21年度赤平市一般会計補正予算の委員長報告  
追加日程第2 議案第245号 平成21年度赤平市介護保険特別会計補正予算の委員長報告  
追加日程第3 議案第246号 平成21年度赤平市病院事業会計補正予算の委員長報告

順序	議席番号	氏名	件名
6	4	宍戸 忠	1. エコバレー歌志内問題について 2. 消防広域化について 3. 農業問題について 4. 非核平和都市宣言について 5. 雇用、地域経済について 6. 福祉問題について

○出席議員 10名

1番	五十嵐 美知 君
2番	若山 武信 君
3番	谷田部 芳征 君
4番	宍戸 忠 君
5番	林 喜代子 君
6番	北市 勲 君
7番	太田 常美 君
8番	植村 真美 君
9番	鎌田 恒彰 君
10番	獅畑 輝明 君

○欠席議員 0名

○説明員

市長	高尾 弘明 君
教育委員会委員長	田口 敏弘 君
監査委員	小椋 克己 君
選挙管理委員会委員長	壽崎 光吉 君
農業委員会会長	野村 繁 君
副市長	浅水 忠男 君
理事	三上 和己 君
総務課長	町田 秀一 君
企画財政課長	伊藤 寿雄 君

税務課長	吉村 春義 君
市民生活課長	栗山 滋之 君
社会福祉課長	伊藤 嘉悦 君
介護健康推進課長	斉藤 幸英 君
産業課長	菊島 美時 君
建設課長	熊谷 敦 君
上下水道課長	横岡 孝一 君
会計管理者	下村 信磁 君
消防長	中村 高庸 君
市立赤平総合病院事務長	實吉 俊介 君

教育委員会	教育長	渡邊 敏雄 君
"	教育課長	相原 弘幸 君
監査事務局	局長	保田 隆二 君
選挙管理委員会	事務局長	町田 秀一 君
農業委員会	事務局長	菊島 美時 君

○本会議事務従事者

議会事務局	局長	大橋 一 君
"	総務議事担当主幹	野呂 律子 君
"	総務議事係長	渡邊 敏一 君

(午前10時00分 開 議)

○議長(獅畑輝明君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、4番宍戸忠君、6番北市勲君を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第2号でございますが、市長から送付を受けた事件は3件であります。

委員長から送付を受けた事件は、8件であります。

議員から送付を受けた事件は、7件であります。

委員長から閉会中継続審査の議決を求めるため申し出のあった事件は、5件であります。

次に、本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序6、1、エコバレー歌志内問題について、2、消防広域化について、3、農業問題について、4、非核平和都市宣言について、5、雇用、地域経済について、6、福祉問題について、議席番号4番、宍戸忠君。

○4番(宍戸忠君) [登壇] 一般質問を行いますので、よろしくお願ひいたします。

エコバレー歌志内問題について。①、可燃ごみ問題について。平成15年4月、約69億円で供用開始以来、

実験炉などと言われる中、中空知、北空知の一般廃棄物焼却処理を委託してきた株式会社エコバレー歌志内のがガス化溶融炉の構造の変更や2次燃焼炉の温度を1,200度から900度に下げたり、道への設備変更届をするなど、ダイオキシン類発生濃度の公害防止協定が守られてきたのかどうか。また、当初計画していた発電事業の現実中止、南空知からの焼却ごみのシュレッターダスト、これが当初から見込みなかった。一般廃棄物は2次的燃焼物だったことで、経営は当初から問題があったのではないかと。そして、ゴーサインした責任も問われるのではないかと思います。オウム事件のサリンよりも強度というダイオキシン類、日本共産党国会議員がエコバレーを視察したときでさえも燃焼炉1,200度が600度以下に下がっていたことがあったのではないかと。慌てて修正したもの、通常は強い発がん性物質のダイオキシン類が飛散していたのではないかと。データの把握、報告はしていたのかどうか。緊急問題なのにどうもこの時代に何とかすることで大幅に今後値上げなど、自治体、住民負担を求めることにならないかと。

株式会社エコバレー歌志内、尾崎社長は、日立製作所本社からの融資の撤収、社会的責任があるという意義、最後の契約で第3期の5年間は契約の締結は望むべきものでなく、速やかに代替処理を具体化いただき、第2期の早い時期での契約解消の決定依頼が届き、1、ごみ受け入れ量削減、2,000トン、1,500トンにしてください、2、上半期運転資金2億円を組合に緊急のお願い。日立製作所、株式会社エコバレー歌志内は、事実上計画不十分のままに24億円、5市9町や道支援のもと株式会社エコバレー歌志内を道の指導のもと操業開始したのではないかと。批判、反対にも耳をかさず強行したものと思います。ずさんな計画と未完成とも言えるごみ焼却炉を押しつけた日立製作所は最大の責任があるのではないかと。5月25日、3組合代表が株式会社エコバレー歌志内の運転継続を本社に要請したものであるが、操業当時雇用の確保の期待があったが、第三セクに委託契約後の実際と今日と展望の甘い分析は未来永劫に守るなどと言われて、歌志内市民、住民説明会などで、今日5月21日から従業

員を帰郷させ、焼却炉停止、6月18日から運転開始の報道、運転停止、開始を繰り返し、ダイオキシン類発生の危険やごみの山の問題などはないか。当面の問題と解決の展望が開けるのかどうか。6年前、議論の中で私はダイオキシンの不安を他の事例で指摘しました。2つ目には、ごみの有料化は住民への周知徹底、理解が不十分だと。3番目、ごみの焼却など軸内処理、中小型の炭化法の焼却炉があること、これ委員会で見学をしました、など提案してきましたが、このままで賛成できないとして私は反対いたしました。緊急事態の今日、ごみ分別減量大作戦の中でどのように解決の道があるのか。中空知衛生施設組合議会議員、そして高尾市長にお伺いしたいと思います。

国24億円、道の支援など、住民負担の中、経営が成り立たないとして支援を打ち切り、破綻に追いやる、世界の日立の責任があるのではないかと思います。利益のために手段を選ばない企業体質ではないのか。なぜ改修設計変更等を続けたのか。未完成で受託したのか。第三者、専門家など調査を受けて結果どうだったのか。ダイオキシン、重金属類燃焼で飛散状況のデータ、1,200度から900度燃焼が安全なのかどうか、3組合行政としてもノーチェックではなかったのか、こういう不安があります。当初5年間の契約書でも途中ふぐあい、操業停止などの場合組合に対する損害補償があるのかどうか。初めから問題ありきで、議論の状況について中空知衛生施設組合議会議員、高尾市長にお伺いするものであります。

②、日立製作所の責任について。親会社の日立製作所は、6,700億円の赤字と言っておりますが、体力は十分あるのではないかと思います。大手製造業の内部留保利益剰余金、上位10社の中に2001年度の蓄積した大手製造業の内部留保利益剰余金ランキング上位10社のうち日立製作所は2001年、2兆2,669億5,100万円、2008年度、1兆6,264億9,700万円、これは2009年2月、衆議院予算委員会の資料配付でわかりました。この一部を使って製作者責任を果たすべきではないかと思えます。また、平成21年3月31日、株式会社エコバレー歌志内代表取締役、尾崎泰司様あての3組合長、5市

9町の将来の可燃ごみ処理に向けた取り組み状況についての文書、①、平成20年4月から御社との協議のもと締結しました第2期契約により引き続き可燃ごみの処理をいただいていること、当組合の将来の可燃ごみ処理の検討は3組合、5市9町の総意のもと協議会の設立の検討であること、新施設建設には相当の期間を要すること、平成15年4月1日付で締結した一般廃棄物処分委託に関する覚書によって今後とも引き続きよろしく願いいたしますとしていますが、既に平成21年2月1日、株式会社エコバレー歌志内代表取締役、尾崎泰司氏から第3期の契約締結は望むべきもなく、むしろ速やかに会社を解散することを考えざるを得ない状況です。できるだけ早期に本契約を終了させていただきたくご検討を切にお願いと届きました。平成21年5月25日、日立製作所電機グループに支援を要請しました。①、株式会社エコバレー歌志内施設改修経費がかさみ非常に苦しい。第2期期間内のできるだけ早い時期に契約を解消したい。従来どおりの資金融資は非常に厳しい状況、社会的責任は感じているが、民間企業の苦しい状況を理解いただきたい。要請内容は内部検討したい。今後とも引き続き話し合いたいと本社の滝田事業部長が言っておったということであります。国民の税金で操業、初めから故障、修理、設計変更などは、組合、自治体、住民の責任ではないものではないか。全国内部留保金ベストテン10社の中の世界の日立が財政支出しつつ社会的責任を果たすことが信頼となり、前進、発展するのではないかと思います。この際社会的責任を果たすために万策を尽くすべきと考えますが、衛生施設組合議会議員、高尾弘明赤平市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

3、3組合の要請行動に対する報道について、道新6月6日。歌志内での株主総会は、中・北空知14市町の可燃ごみ事業撤退の意向を示しているエコバレー歌志内は、6月5日、再任された尾崎泰司社長は社会性を考慮するとして代替施設のめどが立つまで事業継続を求めている地元3衛生組合の意向に配慮する姿勢を示した。株主、日立製作所、日立金属の代表者、泉谷和美歌志内市長らが出席、2009年3月期は約8億7,00

0万円の経営損失、累積債務78億円、尾崎社長はできるだけ速やかに会社を解散すべく地域行政と調整に入るとの報道されています。1つには、今後も赤字見込みが続くのか。住民、自治体が負担を負うのか。2つ目に、15年間の覚書を会社が放棄するのか、組合が放棄するのか。3つ目、日立製作所の製造責任と今後の補償など明確にできないのか。4つ目に、代替施設めど、数年かかるというのに会社は一、二年で撤退、解散を求めているのではないのか。急を要することなので、当市の考えがあるのかお考えをお伺いいたします。

次に、大綱、消防広域化について。消防の広域化によって住民の安全、安心、財産が守れるのか。後退するのではないのか。道は、06年6月成立の改正消防組織法と同年7月に消防庁が策定した消防の広域化に関する基本指針に基づいて、07年度中に北海道消防広域化推進計画を策定するために06年11月に広域化計画素案を策定し、各関係市町村に意見照会を行い、2月末前後には広域化計画案に仕上げる予定とされ、この素案は改正法や基本指針に基づいて一消防本部の管理人口を現行の10万人から一挙に30万人規模に拡大する立場から現在の68消防本部を21本部に統廃合しようとするものであります。また、この素案は、現在の消防署や消防団の配置や職員数、消防関係消防車の配備数、これは現状のまま維持し、本部の統廃合によって浮く管理部門の職員を消防力の高度化や専門化に対応できる部門に再配備し、充実を図るなどとしています。しかし、この素案に対して既に昨年11月、道内6カ所で市町村長などに説明した段階から、そこそこの必要性は感じられないとか、広域化すれば何がよくなるのか見えてこない、今のほうがきめ細やかな対応をとれるのではないかなど、広域化を望まない声が上がっております。これは、素案が消防に責任を負っている市町村や消防本部の意見や要望から出発したものではなく、国の方針に沿った机上プランだということを示すものではないかと思えます。このような素案を計画にすることは問題が多過ぎると思えます。

赤平市は、平成20年3月から5年で消防の広域化を目指す検討に入っているのではないのか。現在当時の国

の消防職員定数基準52名、現在38名ということですが、14名がこれは平均で長い間不足のまま、住民の高齢化率37%という今日、重要な査察指導、点検、町内会などでの火災消火実演訓練の対応も手不足になっていたのではないのか。小泉構造改革路線継続の麻生自民公明内閣の財政削減、効率化先にありき、このままでの広域化は住民の安全、安心、生命、財産を守れないのではないのか。住民の命、財産を守る市の責任を全うするために、国や道は第一義的に実態に応じた支援を充実すべきであります。市町村自治の原則に反する上からの広域化計画の押しつけはやめること、消防は市町村が責任を有し、管理、費用負担、消防本部機関の設置などを行うこととされています。消防組織法第3章。このため国は、改正法や基本指針で自主的な市町村の消防の広域化という文言を用いる一方、対象とする市町村の組み合わせや広域化計画の策定期限まで決めて広域化を推進する構えです。これは、自主的とは名ばかりで、上から広域化を押しつけるものであります。消防団など関係者の合意もありません。道の素案も国の方針に沿って上から広域化計画を押しつけるものとなっています。このような押しつけ素案は一たん撤回して、市町村や地域住民の声をくみ上げ、現場の消防力が住民の生命や財産に責任を負えるよう充実強化するものに根本から見直すことです。1、組合消防の自賄い方式解消は、市町村自治の原則にのっとり、慎重に行うこと。自賄い方式の解消は、一律機械的に行わないこと。2、国や道の財政支援を強め、市町村の消防力の充実強化こそ急ぐこと。国の消防力整備基準に照らして、充足率73%といたします。当市では建築物が5階、7階あり、はしご車、道の場合は90%、赤平はありません。滝川からでは間に合いません。重装備で駆け上がる、前近代性で、命守れない。これこそ充実すべきではないかと思えます。救急車の配備、更新にかかわる道費の補助制度を復活することを道に求めることではないでしょうか。道州制、市町村合併推進の先駆けとも重なるような消防広域化先にありきはやめること。素案は、1本部の規模や本部数といい、道州制やコンパクトシティ構想の先駆けとも重なって受

け取りかねないもの。住民不在、安上がりの地方分権改革の先駆けのような広域化は行われないうちに国に要望することではないでしょうか。市長の見解を求めます。

農業問題について。農地法改正について。農地法の一部を改正する法律案は、5月8日、自民、公明、民主各党の賛成、衆議院本会議で決まり、6月17日には参議院でも一部修正して可決しました。この法案は、一部修正したものの企業の農業への参入を原則自由化、農地の所有にまで道を開くものであることに変わりがありません。修正は、耕作者主義を全面的に放棄した政府改正案第1条に耕作者みずからによる農地の所有が果たしている役割も踏まえつつ、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮、耕作者の地位の安定などの文言を挿入したにすぎません。耕作者主義の核心である農地は耕作者みずからが所有することは最も適当であるという条文は削除されたままであり、修正案は大企業や多国籍企業にまでも耕作者に含めてその地位の安定を図るものであり、政府原案と本質的に変わるものではありません。農水省が08年12月3日、経済財政諮問会議、議長、麻生太郎首相に報告した農地改革プラン、これは株式会社やNPO法人の農地貸借、リースは参入要件を自由化して、事業チェックを厳しくするとしています。一般株式会社の農業参入は、農業関係者が組織する農業生産法人に参加する以外は認められていませんでした。農業をしようとするならば十分だからであります。しかし、小泉内閣時代の2003年4月から市町村特区で一定要件のもとリース方式で参入可能に、2005年9月からは特区以外でも市町村の判断で可能になっています。効率化、市場原理中心の考え方は、食の安全を求める消費者の願いにも逆行する農地法改正はやめて、大企業、多国籍企業に道を開くことになりかねないものと反対の声があります。農水省の調べ、08年9月では、株式会社、有限会社255企業、NPO法人65法人の合計320法人が活動、その一方で38企業、法人が農業から撤退しています。これは農民連新聞の参考資料です。私の資料では、09年2月、北海道千歳市の株式会社参入に不安という記事が

ありました。企業の都合で撤退、東洋一のトマト農場が倒産ということでありました。農地法改正案の慎重審議を農業関係者が求めていました。このままでは農業の未来はどうなるのか。6月17日のテレビ報道などは、借地農業20年を50年に、そして大企業が農業経営をすることができると報道しています。この日、共産党の紙智子参議院議員は次の点で反対しました。第1に、大企業を含む国内外の企業に農地の利用権を全面的に認めたこと。第2に、農業生産法人への農商工連携企業の出資割合を50%未満に認めたこと。第3に、標準小作料を廃止するために事実上の農地所有権とも言える50年にも及ぶ農地の賃借権を創設した点です。日本共産党は、3月発表の農業再生プランで株式会社の農地取得の解禁に反対し、企業参入が自由になれば家族経営との衝突が避けられず、有利な作物の生産から家族経営が駆逐されるからです。不採算を理由にした耕作放棄や利潤の見込める用途への転用など、地域農業を阻害する懸念も強まっています。今大事なことは、みずから耕すという理念を生かしながら、農業生産法人など農業者の共同も生かした地域農業の発展に力を注ぎ、若者や意欲ある農業者が安心して農業に励める農業政策を確立することではないかと思います。この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

次に、非核平和宣言都市について。米国オバマ大統領は、核兵器のない戦争のない世界を追求するという4月5日、プラハ演説は、①、米国大統領として初めて核兵器のない世界を追求することをアメリカ国家目標とすると宣言しています。2、広島、長崎への核兵器使用が人道的道義にかかわる問題であることを初めて表明するとともに、その立場から核兵器廃絶に向けた責任について語っています。3、そして、核兵器廃絶に向けて世界の諸国民に協力を呼びかけています。4月28日、日本共産党の志位和夫委員長は、この演説を歴史的意味を持つものとして重視し、核兵器廃絶という人類的課題の一点に絞って、核兵器のない戦争のない世界へ国際交渉の開始を要請する書簡をオバマ大統領に送ったものであります。プラハ演説に心から歓迎を伝えつつ、同意するわけにはいかないことも率直

に述べた。核兵器のない世界を呼びかけていながら、その実現は恐らく私の一生のうちは無理だろうと述べている点であります。核兵器廃絶を正面から主題にして、戦後64年、これまでだれの手によっても行われたことがありません。歴史上初めての仕事に時間がかかること、書簡はアメリカ大統領に2つの点を要請しています。1つには、核兵器廃絶のための国際条約の締結を目指して国際交渉でイニシアチブを発揮すること。2つには、2010年のNPT核不拡散条約再検討会議において核保有国によって核兵器廃絶への明確な約束が再確認されること。5月16日、アメリカ政府から書簡に対する返事が届きました。返事は、オバマ大統領がグリーン・デイビス国務次官補代理に指示して、次官補が大統領にかわって書いたものとなっていますが、書簡への感謝が表明され、この問題、核兵器のない世界に対するあなたの情熱をうれしく思うと評価が述べられています。こうした返書が送られてきたことは、核兵器廃絶に対するオバマ大統領の真剣さと熱意を示すものとして歓迎するとしています。アメリカ政府から我が党に対して歴史上初めての返書が送られてきたことは、アメリカ社会が変わりつつあることを示しているのではないのでしょうか。高尾市長のご見解をお伺いします。

次に、非核平和都市宣言赤平については、アメリカの大きな変化に対して地方から核廃絶の一点での行動を起こし、戦争のない平和な地球を目指す赤平からの発信について、広島、長崎両市長は核兵器廃絶を訴え続けてきました。①、毎年8月6日、広島から9日、長崎、そして終戦記念日の15日まで被爆の状態の写真展を開くこと、これは私も1度やりましたが、努力をしたいと思います。2つ目には、世界で唯一の被爆国として原爆許すまじの運動が分裂の歴史を乗り越えて、自治体、各個人、団体が世界から核のない戦争のない一点で目標に向かう運動とともに、非核平和宣言都市赤平にふさわしい行動を提案します。1つには、広島、長崎平和式典、原爆資料館、市民の視察支援。国民平和行進に行政などが一步でも参加、出迎え、懇談する。3、参加者のガイド及び視察報告集会を開

催するなど考えてはどうか、見解をお伺いをいたします。

次に、雇用、地域経済について。自治体の役割について。道内業況最悪を更新と報道、1、3月期、09年5月15日、道新報道。近隣市で企業倒産、破綻などによって当市からの通勤者も突然出勤して午後から倒産、解雇したと。仕事が切れて待機、仕事ができない、あと数カ月で年金の権利がつく、仕事、収入がなく、国民年金保険料が払えない、年金権利まであと少しのことではないか、生活も破綻状態だ、家賃も払えない、このような勤労者の実態があるのでないか。ハローワーク活用必要だが、日々通うのに金がない、これが実態でないかと思います。当市でも週1回の休み、無給の日、定休の影響など、削減規模の状況があるのではないかと思います。これは、実質的に大幅賃金の引き下げになっているのではないかと。条件によって対策もあると聞いていますが、中小企業、商店など、営業実態どのように把握しているのかお聞きしたいと思います。

昨年と比べて5割もお客さんが減った、一人も来客がない、このような声が聞かれます。失業者に対する対策相談室などは設置できないか。中小企業者の経営状態状況調査をどのように把握しているか、把握の方法あればお聞かせいただきたいと思います。

当市の失業者の実態をどのように把握し、指導、援助しているか。今回の臨時雇用対策では、税金滞納者だから登録できなかったという方がおりました、後で違うという話もありましたけれども、賃金未払い金が発生しています。商工労政課が解決の相談援助体制、これがあるのかどうか。今日労働問題は深刻です。市内でも子供を抱えてリストラの場合どこに相談しているのか。労働相談はこちらと、担当はこちらということを確認にして、赤平広報などを通じて常にお知らせを行う、これが必要でないかと思います。市民はそれぞれ多忙の中、赤平広報など見ても、あっと思ったら期限が切れてしまった、そういうこともあります。実際赤平広報を読む方が数%ということであり、市民の多数が生活情報をつかむ紙面づくり、こういう

ものも工夫する必要があると思います。賃金未払い、契約不履行、最低賃金以下、残業手当なし、3法なしなどの相談も多数あるのではないかと思います。また、派遣切りで帰ってきたけれども、金も職もなし、公園、トイレで過ごしていた、駆け込み寺が必要ではないかと。2人が3日間飲まず食わずで、良心的病院で救助されたという記事が札幌でありました。冬期間失業者が自動車生活など、今日もあるのではないかと思います。地域住民の協力、またチラシ、立て看板などでそういう方々にお知らせすることが必要でないかと思えます。他の自治体では、自治体めぐりしながら、旅費と弁当をもらってぐるぐる回っているのではないかと言われて帰された派遣切り労働者があったと聞いています。本市では、このような場合どのように対処するのかお考えもお聞きしたいと思います。

国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用、これを使って地方単独、緊急に計画を申請、国からの要請は緊急を要すると、なかなか中身を煮詰めるという時間もないという話も聞いています。地方交付税雇用推進費というものもあると聞いています。生活支援、福祉復活で住民の苦難解決を目指すことが必要であると思えます。また、現時点での雇用活性効果、この展望についてお伺いいたします。

福祉問題について。福祉の増進について。地方自治法第1条の地方自治体の仕事は、福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとするということについて、高尾市長は厳しい財政の中にあっても医療、福祉、教育は現状から後退させないと決意を表明されました。私は、これについて評価するものとして表明いたしました。しかし、日本の社会保障制度が欧州などに比べてもともと低水準の上に現に切り下げられていることが経済危機のもと、国民の暮らしの支えもなく、貧困に追い打ちをかけ、将来不安をいよいよ深刻なものにしています。負担は能力に応じて、給付は平等に、これが社会保障の本来の原則です。ところが、自公政権はこの原則を投げ捨て、受益に応じた負担、受益者負担主義の名で負担増を押しつけてまいりました。その結

果、主要な資本主義の国の中で日本にしかない具体例は、医療費の窓口負担が通院、入院とも3割などという国は存在しないということであります。欧州の多くの国は、窓口負担が無料。後期高齢者医療制度という高齢者を年齢で区分けし、別枠の医療制度に囲い込んで差別医療をしているなどという恥ずかしい制度は日本のみ。国民健康保険高くて払えない世帯から保険証を取り上げる冷酷非情な政策を行っている国も欧州には見当たりません。障害者自立支援の名で障害者福祉にまで応益負担を持ち込み、障害が重いほど負担が重いという制度を導入した国も日本だけであります。公的年金制度、25年間も保険料を払い続けないと一円も受け取れない過酷な制度も日本だけ。欧米では受給の資格要件がない国も少なくありません。あっても10年、15年で資格が生まれます。生活保護を受ける資格のある生活水準の人が実際に保護を受けている割合が捕捉率では欧州諸国で7から9割、日本はわずか1から2割です。こうした世界から見ても異常な日本の社会保障の貧困をたださなければならぬと思えます。そして、これらの異常を深刻にしてきた根源は、政府が2002年以降毎年2,200億円、初年度3,000億円の社会保障予算を削減から拡充に転換して、お金のあなして給付に格差をつけてはならないのではないかと。地方自治体が自治の精神で行政を行うために、国が一気に社会保障を2,200億円削減、地方交付税連続削減やめることではないでしょうか。市長の見解をお伺いしたいと思います。

介護サービスの現状について。4月以降国のコンピューターは介護サービス度を1ランク引き下げ、または全介護が自立にされるなどが発生していないか。また、報酬引き上げも国支援が介護労働者報酬に回らず、施設整備に回さざるを得ない。これによってホームヘルパー退職や要介護在宅サービス、介護施設運営が困難になっているのではないかと。また、改善策があるのかどうかお伺いしたいと思います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） 大綱1、エコバレー

歌志内問題について、①、可燃ごみ問題について、②、日立製作所の責任について、③、3組合の要請行動に対する報道について、以上これらのご質問につきましては関連性が高いことから一括でお答えをいたします。

最初に、ダイオキシン類の発生についてですが、当初燃焼炉の温度は1,200度に設定し、可燃ごみの焼却処理とそのエネルギーによる発電、売電を計画し、業務を開始いたしました。ご承知のとおり経営面において毎年赤字決算が続いていることから、コストダウンを図るために現在は900度前後に燃焼温度を下げて焼却処理を行っていますが、当然環境基準を守る必要性があることから、ダイオキシン類を発生させないための管理は徹底して行われておりますし、法に定められている検査等におきましても特に異常はないとの報告を受けております。また、さらなる経営の安定化を図るため、現在の可燃ごみの受け入れ量月2,000トン、1,500トンに引き下げる要請も受けており、1炉だけの運転による効率化を図るとともに、上半期分の運転資金として2億円の緊急融資の要請も受けております。しかしながら、このことは一時的な解決策ではないかと考えられ、シュレッダーダストなど産業廃棄物の可燃ごみの絶対量の不足や維持修繕等に相当額の費用を要していること、さらには日立製作所本社からの融資が不足している状況からエコバレー歌志内では今後も赤字は続くものと判断をし、契約の早期解消や撤退の申し入れを行っている状況にあります。

次に、撤退などの行為があった場合、エコバレー歌志内及び日立製作所本社の社会的責任についてですが、ご指摘のとおり平成15年度から15年間可燃ごみの焼却処理を実施する旨の覚書が交わされております。本年5月25日に3組合長と歌志内市長を中心とし、存続に向けた要請を行った際、企業側の社会的責任を認める発言があったと伺っております。

次に、赤字分の負担を住民や市が負うのかというご質問ですが、可燃ごみの焼却処理を行う際の処分量につきましては、エコバレー歌志内と3組合の協議の結果、20年度、21年度は25%の引き上げ、22年度から24年度までは約58%の引き上げを行い、引き上げ後の処

分料金として2年間はトン当たり1万9,910円、その後の3年間はトン当たり2万5,200円で合意しており、実質的に住民及び自治体の負担増となります。しかしながら、エコバレー歌志内の経営赤字に関するものにつきましては、各自治体の負担はないものと判断しております。

なお、本日の北海道新聞におきましてエコバレー歌志内の撤退時期は25年3月の方向で調整に入ったとの記事が掲載されておりましたが、詳細につきましては6月25日の首長会議にて正式に伝えられるとのことから、新しい情報が入り次第常任委員会などでご報告申し上げたいと考えておりますので、ご理解願います。

最後に、当市の考え方についてのご質問ですが、これまで14の市町と広域処理について話し合いを行ってきた経過がありますので、現時点で市単独の方針は特に持ち合わせていませんが、市民の皆さんに不安が広がらないよう3組合で十分協議をし、歩調を合わせながら、よりよい方向性を打ち出していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 中村消防長。

○消防長（中村高庸君） 大綱2、消防広域化についてお答えさせていただきます。

消防の広域化につきましては、昨年の第3回定例会におきまして議員からのご質問にお答えさせていただきました以降、昨年12月に空知支庁の呼びかけにより空知支庁管内12消防本部の消防広域化の検討に向け、市部局及び消防機関からの広域化担当職員が参加し、広域化構想期間の情報の共有、収集などを行うことを目的に第1回空知消防広域化勉強会が設置されましたが、その後進展のないところであります。また、道が示している広域化の対象となる中空知管内の消防が一堂に会してそれぞれの消防の実態等を述べる意見交換会の場として、本年4月に空知消防長会中空知消防広域化検討分科会を立ち上げたことから、今後広域化に向けた具体的な協議検討が行われる予定であります。現在のところ開催されていないこともあり、広域化の

検討材料となる基礎的、具体的な資料が整わないところでもあります。こうした状況から、消防が広域化することとなった場合のメリット、デメリットについても検討がなされていない段階で消防広域化を是非すべきものではなく、今後広域化対象消防との協議の場において各消防の出動体制や消防経費などの実態について十分論議を交わし、広域化することにより住民サービスが向上する場合には広域化を推進し、また住民サービスの向上が期待できない場合には広域化を望まなければよいものと考えております。

次に、国の消防職員定数基準のご質問につきましては、消防職員数は人口によりその数が定められているものではなく、火災予防、警防及び鎮圧、救急業務並びに人命救助等を行うに必要な施設及び消防車両などの配置数並びに地域事情を勘案し、消防力の整備指針により目標値として算定されるものです。本市におきましては、基準人数52名に対し現在職員38名となっており、目標値より不足となっておりますが、災害及び救急出動が発生した場合には消防隊員と救急隊員が相互に兼務することや予防要員及び庶務処理要員として算定されている職員が消防隊員を兼ねることができること、また災害発生時には非番職員を招集して対応することとしていることから、初動態勢が整備されていれば必ずしも基準人員の確保が必要でないと考えております。また、査察につきましては、消防職員の早期退職に伴い職員数は減少したところでありますが、年間計画により防火対象物査察、危険物施設査察、高齢者独居世帯査察などを実施しているところであります。査察の実施に際しましては、防火対象物及び危険物施設に対する査察は、消防法の規定により必要に応じて実施することができますが、個人住宅の査察につきましては個人の承諾を得なければならないところであります。近年個人住宅への査察は、プライバシーの問題で査察を敬遠する傾向にあることや共働きによる留守家庭の増加等により容易に実施できない状況がありますが、高齢者独居世帯及び5階建てや7階建てなどの中高層共同住宅への査察は、女性消防団員等の協力を得ながら実施しているところであります。

次に、はしご車の充実を図るべきではないかとのご質問につきましては、5階建てや7階建ての中高層住宅の上階から出火した場合に備えて、これらの建物には火災を知らせるための自動火災警報器、初期消火のための消火器及び消防隊による消火作業を行うための連結送水管などの消防施設が設置されているほか、入居者が避難する際には廊下側とベランダ側の2方向から避難が可能であることとベランダに設置している避難はしごから階下へ避難できる構造になっているところでもあります。一方、はしご車につきましては、はしごを伸長する際に火災現場に面した場所に直近できること、はしご車の作業スペースが十分に確保できること、車両重量に耐えることのできる地盤で傾斜がないこと、はしごの伸長に障害となる電柱、電線、立ち木などがなくなど、はしごの伸長に際しては制約されるほか、はしご伸長には時間と人員を要するため、はしごを伸長し、建物内に進入して消火活動を行うよりも本市の建物の場合は消防隊員が駆け上がり、消火活動を行うことのほうが短時間であり、はしご車を導入したとしても容易に活用できないものと考えておりますので、どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱3、農業問題について、①、農地法改正について答弁させていただきます。

現在農地法改正案につきましては、本年5月8日に衆議院で可決され、参議院に送付されました。その後参議院で審議され、6月の17日に可決されている状況であります。可決された法律の趣旨につきましては、国会で説明されているところといたしましては、国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指すことが課題ということで、このため国内の農業生産の重要な基盤である農地について優良な状態で確保し、最大限に利用されているようにしていくこととなっております。そのような反面、農業従事者の減少、高齢化などが進み、農地の遊休地が見受けられているところであります。このような農地をめぐる課題を克服し、将来にわたって食料の安定供給を確保していくため、

我が国の農地制度を見直すことがこの法律の趣旨となっております。

現在赤平市においても農業者の高齢化が進み、後継者不足の問題、農地の遊休化などの問題は起こりつつあります。そのような中で、次世代を担うであろう若手農業者がグループ活動を通して農作物の生育調査や赤平ブランドの農作物の創出に向けた取り組みにチャレンジしていることも頼もしいことでもあります。また、農地は耕作者みずからが所有するということが望ましいことであると考えられますが、赤平各地区における優良農地利用については地元の農業者への賃貸借や売買により、生産力のある農地として維持されております。また、これらは遊休化されないための一つの方法であると考えられております。このようなことから赤平市の農地利用の現状を見ますと、農地法の改正により新規企業が即時に参入されるということは結びつかないと考えられております。今後企業参入があろうとも農地法の改正の中では一定の農業参入への条件整備が盛り込まれていること、行政からの監視機能も持たせていることから、赤平市での農業に影響を与えないような形で参入されていくことと考えられます。

いずれにしても、企業経営と家族的経営では農業に関する手法は異なりますが、よりよい農産物をつくるという思いは一緒であると考えられます。農地法の改正が行われても、地域農業の発展に農業者が安心して農業を営み、安全、安心の農作物を供給していただくためにも複雑に変わる農地制度を熟知して、さまざまな方策を見出し、また新規就農希望者や後継者の育成支援などの助成策を農業発展のため積極的に検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 4点目の非核平和都市宣言について申し上げます。

プラハで行われましたオバマ大統領の演説は、議員お話しのとおり、核を使用した唯一の保有国としての道義的責任に触れ、核兵器のない世界を目指すとした

もので、こうした機運は核兵器の廃絶にますます期待が高まるものと考えます。当市におきましては、世界平和と核兵器の廃絶の願いを込め、昭和60年に非核平和都市宣言を行っており、ご承知のように庁舎横などに看板を立てたり、あるいは市勢要覧に掲載するなどしてそのPRに努めております。また、赤平市民会議の主催によります市内中学生の広島の平和式典への派遣によりまして戦争の悲惨さ、原爆の恐ろしさを肌で感じていただいております、その体験を広報で掲載をしたり、あるいは毎年みらいで報告集会を開いたりしております、平和の大切さをアピールしているところでございます。今何点かのご提案がございましたが、十分検討させていただきたいと思っております。核兵器の廃絶は、当市の非核平和都市宣言にうたわれております人類共通の願いであり、赤平市民の心からの強い願いでありますことから、今後もこれまで実施してまいりましたこの平和の取り組みについて引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（獅畑輝明君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱5、雇用、地域経済について、①、自治体の役割についてお答えいたします。

現在の厳しい経済雇用情勢の中、市内企業におきましても生産調整や雇用調整を余儀なくされており、大変厳しい状況にあると判断しているところであります。また、最近滝川管内における有効求人倍率は0.29倍となり、平成11年4月以来10年ぶりの低さとなり、雇用情勢は非常に厳しい状況にあります。そこでまず、中小企業、商店などの営業実態をどのように把握しているかということではありますが、当市といたしましても商工会議所並びに中小企業相談所及び産企協赤平支部と連携を図りながら実態の把握に努めているところであります。こうした中、国での景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動縮小を余儀なくされた事業主がその雇用する労働者を一時的に休業など、または出向させた場合には、休業、教育訓練、または出向に係る手当もしくは賃金の一部を助成

する雇用調整助成金制度があります。当市では市のホームページで周知しておりますとともに、助成金制度や就職情報などさまざまな労働相談につきましてもハローワークと連携を図りながら、迅速な対応に努めているところであります。なお、雇用調整助成金制度の活用につきましては、商工会議所並びに産企協赤平支部などの関係機関と情報交換しており、多くの企業などが活用していると把握しております。

さて、雇用対策にかかわり、さらに国の地域活性化臨時交付金を活用できないかとのことですが、当市といたしましても直接的な雇用対策以外の地域経済活性化事業に対し活用する考えでありますので、ご理解賜りたいと存じます。このたび緊急雇用創出事業交付金と交付税で措置されている地域雇用創出推進費、合わせて21事業、雇用64名を予定しておりますが、おおむねこの事業につきましては着手、計画どおり実施しているところであります。しかしながら、大変厳しい雇用情勢を踏まえ、現在まで多くの入札執行残額が出てきておりますことから、今年度中に新たな雇用の創出を図るため、追加事業の実施に向け検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 伊藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（伊藤嘉悦君） 大綱6、福祉問題について、①、福祉の増進についてお答えいたします。

地方自治法第1条の2には、地方公共団体の役割と国の役割等について定められており、第1項には地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとしております。また、第2項には、全国的に統一して定めることが望ましい事項についての国の役割について定められております。医療費の本人負担や後期高齢者医療制度、障害者自立支援法による本人負担、生活保護制度などは、国の政策として実施されているものであります。また、社会保障予算並びに地方交付税につきましては、国の骨太方針や三位一体改革により、それぞれ抑制や削減がなさ

れてきたところであります。しかしながら、これらは福祉行政に与える影響も大きいことから、住民の福祉の増進を図る立場として、社会保障費の確保など市長会等を通じ、国、道へ要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 齊藤介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） ②、介護サービスの現状についてお答えいたします。

介護認定につきましては、コンピューターによる1次判定を実施しておりますが、その段階で要介護度が決定するのではなく、さらに2次判定として有識者で構成する介護認定審査会の審査により最終決定されるものであります。今回1次判定基準の見直しがされたことにより、1次判定においては要介護度が低下する事例もありましたが、2次判定としての介護認定審査会における判定では本人の状態を勘案した中で最終判定を行っており、1次判定とは違った要介護度と認定されることがあります。仮に2次判定において要介護度を変更した場合であっても、本人の希望によっては従前どおりの要介護度のままにする措置がなされておりますことから、基準の見直しにより要介護度が低下しても救済がなされることにもなっております。現在国におきましては、検証検討会を設けて制度の検証を進めているところでもあり、今後さらなる見直しがなされるものと考えております。

また、介護報酬の引き上げが労働条件の改善につながっているのかという趣旨のご質問ですが、今回の引き上げは質の高いケアや業務負担の多い施設に対する加算という形であったため、実際に加算をとれない施設があり、なかなか待遇改善にはつながっていない状況にあるのではないかと推測をしておりますが、今般国の追加経済対策として示された介護職員処遇改善交付金にありましては、介護職員の待遇改善に用途を限定した交付金であり、各事業者におきましては上質な介護サービスを提供していくためには優秀な人材の確保が重要なことから、この制度を有効に活用し、従業者の待遇改善に結びつけるよう努力をしていただ

きたいことから、事業者には十分周知してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、介護職員等の退職により介護施設の運営が困難になっているのではないかとこのご質問であります。施設運営が困難になったという話は伺っておりませんが、小規模の施設にありましては経営的には決して楽ではない施設も多々あるものと推察しております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 穴戸忠君。

○4番（穴戸忠君）〔登壇〕それぞれの項目について国の制約、法の制約、これがある中で、地方自治体としてはどうすることもできない部分はあると思います。しかし、その中であっても当市の行政としてはこの中で頑張っている部分は多いものと、こういうふうに思います。引き続いていろんな制約ある中でも工夫して、住民の安心、安全の生活を守っていく、この根本の精神が見られるということでありまして、引き続きそういう努力をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第4 議案第233号赤平市生活安全条例の一部改正について、日程第5 議案第234号赤平市税条例の一部改正について、日程第6 議案第239号赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更について、日程第7 議案第240号財産の取得についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、五十嵐美知さん。

○総務文教常任委員長（五十嵐美知君）〔登壇〕審査報告を申し上げます。

平成21年6月16日、総務文教常任委員会に付託されました議案第233号赤平市生活安全条例の一部改正について、議案第234号赤平市税条例の一部改正について、議案第239号赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更について、議案第240号財産の取得について、以

上4案件につきまして、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成21年6月17日、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の決定は、いずれも全会一致で原案どおり可決いたしました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第233号、第234号、第239号、第240号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告どおり決定されました。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第8 議案第235号赤平市手数料徴収条例の一部改正について、日程第9 議案第236号赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正について、日程第10 議案第237号赤平市国民健康保険条例の一部改正について、日程第11 議案第238号赤平市市営住宅条例及び赤平市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。社会経済常任委員長、穴戸忠君。

○社会経済常任委員長（穴戸忠君）〔登壇〕審査報告を申し上げます。

平成21年6月16日に社会経済常任委員会に付託されました議案第235号赤平市手数料徴収条例の一部改正

について、議案第236号赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正について、議案第237号赤平市国民健康保険条例の一部改正について、議案第238号赤平市市営住宅条例及び赤平市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について、以上4件について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成21年6月17日、委員会を招集して審査をいたしました。

審査の結果、議案4件について全員一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第235号、第236号、第237号、第238号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告どおり決定されました。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第12 議案第244号平成21年度赤平市一般会計補正予算、日程第13 議案第245号平成21年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第14 議案第246号平成21年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第244号平成21年度赤平市一般会計補正予算（第2号）に

つきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

国の平成21年度補正予算が5月末に成立したところですが、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、積極的に経済危機対策に取り組むことができるよう地方公共団体への配慮のための予算措置が講じられたところでもあります。その一つとして、経済危機対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施できるよう、地域活性化・公共投資臨時交付金が創設されたところではありますが、現時点においては制度要綱等の詳細が示されていない状況であります。また、地方公共団体において地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安心、安全の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じ、きめ細かな事業を積極的に実施できるよう地域活性化・経済危機対策臨時交付金が創設され、今般制度要綱等も示されたところであり、この要綱に基づく事業予算を補正するものであります。この交付金事業の選定に当たりましては、1つ目に国が制定した要綱に基づくものであること、2つ目に経済危機対策の趣旨にかんがみて速やかに予算化し、地域の中小企業の受注機会に配慮しながら地域経済の活性化を図ること、3つ目に第5次赤平市総合計画の重点プロジェクトに位置づけている少子化対策を柱とすること、4つ目に財政疲弊によりこれまで財源手当てがないために先送りされてきた事業を交付金の柔軟性を持って有効に活用すること、5つ目に他の財源が可能なものは対象事業としないこと、以上の選定方針をもとに全庁的に募った事業の中から16事業について提案させていただくものであります。また、各事業の執行に当たっては、できるだけ早期発注に努めてまいりたいと考えております。このほか国の補正予算に関連して、耐震促進計画策定に要する経費を計上しております。

それでは、議案に基づきご説明させていただきます。平成21年度赤平市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,709万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ78億9,761万1,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目2土木費国庫補助金として500万円の増額であります。住宅建築物安全ストック形成事業費として後ほど歳出でご説明させていただき耐震促進計画策定委託料に充当するもので、通常の補助率は2分の1以内であります。国の平成21年度補正予算に計上されたことから、今年度に限り補助率は100%となっております。

同じく目3教育費国庫補助金の学校情報通信技術環境整備事業費として3,733万2,000円の増額であります。補助率は2分の1となっており、国のスクールニューディール構想に基づく各小中学校の情報通信技術環境整備に充当するもので、補助裏には地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当するものであります。

同じく目4総務費国庫補助金、節5地域活性化・経済危機対策臨時交付金として1億8,476万5,000円の増額であります。国から示された当市の交付限度見込額を計上するものであります。

次に、6ページをお願いいたします。歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目16地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業費として総額2億7,215万2,000円の増額であります。7ページの説明欄に掲げている各事業の概要につきましてご説明申し上げます。最初に、国の地球温暖化対策関連といたしまして低公害車導入事業であります。老朽化した公用車を排ガス規制等に対応した低公害車に更新するもので、一般会計で所有する普通自動車2台と軽自動車1台を更新する経費として779万3,000円、同じく介護保険特別会計の訪問用軽自動車の更新に要する経費として115万円を計上するものであります。同じく市道街路灯省エネ電球交換事業であります。市道に設置されている街路灯で節電効果のある200ワット以上の電球を省エネ電球へ300灯分交換する経費として1,911万

円を計上するものであります。

次に、少子高齢化社会への対応といたしまして、最終行になりますが、市内公共施設水洗化等整備事業であります。各小中学校、総合体育館、東公民館、図書館、市役所庁舎の男女トイレの便器の一部となる34基を和式から洋式に切りかえ、あわせて消防本部、総合体育館、東公民館の水洗化工事に要する経費として3,170万4,000円を計上するものであります。

次に、安心、安全の実現関連としまして、実際には少子化対策にかかわる内容ともなりますが、4行目の児童福祉施設整備事業についてであります。若葉保育所の屋根補修、駐車場整備、トイレの水洗化、非常用照明灯取りかえ、消防用設備改修、網戸設置、玄関補修と文京保育所の網戸設置、文京児童館の屋根補修、内装補修、トイレの水洗化、茂尻児童館の屋根補修、トイレの水洗化、全児童館の火災報知機設置等に要する経費として1,734万7,000円を計上するものであります。同じく6行目の学校等施設整備事業であります。赤平中学校体育館の屋根ふきかえ工事及び各学校のバックネット整備、遊具改修並びに網戸設置等に要する経費として2,642万6,000円を計上するものであります。同じく7行目の学校給食センター整備事業であります。学校給食で使用する食器をステンレス食器からプラスチック食器へ更新し、あわせて食の安全を図るため真空冷却機を導入する経費として1,258万4,000円を計上するものであります。同じく8行目の児童公園整備事業であります。総合体育館に隣接するふれあい遊園の遊具の老朽化が著しく危険であることから、遊具10基分を更新する経費として3,100万円を計上するものであります。同じく9行目の病院事業会計繰り出し、医療施設整備事業であります。導入から17年が経過した全自動分封機の更新と15年が経過した火災報知機を更新する経費として2,114万2,000円を計上し、病院会計へ出資金として繰り出すものであります。同じく10行目の地下歩道防犯カメラ設置事業であります。美園町の人道地下道に防犯カメラ2基を設置する経費として150万円を計上するものであります。同じく11行目の公園施設整備事業であります。平岸中央

公園のテニスコート補修整備に要する経費として778万1,000円を計上するものであります。同じく12行目の住宅用火災警報器設置事業であります。新春日団地26戸の住宅用火災報知機設置に要する委託料と市内各団地197戸の住宅用火災報知機設置に要する工事請負費として600万円を計上するものであります。同じく13行目の気象観測装置整備事業であります。老朽化した気象観測装置の更新に要する経費として445万円を計上するものであります。

続きまして、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業として、5行目の学校情報通信技術環境整備事業であります。国はいわゆるスクールニューディール構想に基づき、学校施設における耐震、エコ、ICT化の推進を一体的に進めているところであり、本市といたしましても国庫補助金と今般の交付金を活用して、各小中学校、幼稚園、東公民館に地上デジタルテレビ71台を導入、各小中学校に公務用、教育用コンピューター99台並びに電子黒板7台の導入と校内LANを構築することとし、その経費として7,446万5,000円を計上するものであります。同じく14行目のスーパープレミアムつき商品券発行助成事業であります。地域商業活性化対策として商工会議所が発行する1万円のプレミアム商品券3,000セットに対し、20%のプレミアム分600万円を全額助成するものであります。同じく15行目のイルミネーション整備事業であります。地域イメージの向上並びに中心商業地域の集客効果の一助となるため、交流センターみらいの外壁と駅前広場を利用し、イルミネーションを設置することとし、工事等に要する経費として350万円を計上するものであります。

次に、8ページをお願いいたします。款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費の耐震促進計画策定委託料として500万円の増額であります。公共等建築物の耐震診断及び耐震改修の改修に向け、北海道が作成する耐震改修促進計画に準じて作成するもので、歳入でもご説明したとおり、今年度に限って補助率は100%となっております。

最後に、10ページの款14予備費として5,005万5,000

円の減額であります。地域活性化経済対策臨時交付金事業については入札による事業費の減額を一定程度想定し、交付金割れを起こさず限度額を活用するため、今般の補正により歳出が歳入を上回る額について予備費で減額調整するものであります。

次に、議案第245号平成21年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億894万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。一般会計でもご説明したとおり、家庭訪問用の軽自動車1台を低公害車に更新するため、歳入の款5繰入金として一般会計繰入金115万円を計上し、6ページになりますが、歳出として款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費として自動車購入に係る経費を同額計上するものであります。

次に、議案第246号平成21年度赤平市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成21年度赤平市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。支出の第1款病院事業費用として332万2,000円を減額し、23億7,043万8,000円といたします。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款資本的収入として2,114万2,000円を増額し、1億1,644万9,000円といたします。

支出の第1款資本的支出として2,114万2,000円を増

額し、3億4,994万6,000円といたします。

次に、2ページをお願いいたします。平成21年度赤平市病院事業会計予算実施計画について申し上げます。収益的収入及び支出であります。支出といたしまして款1病院事業費用、項2医業費用、目3経費として332万2,000円の減額であります。一般会計でもご説明申し上げたとおり、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、全自動分封機及び火災報知機を更新するため、リースを予定していた賃借料を減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、今申し上げた理由により収入の款1資本的収入、項1出資金、目1他会計出資金として2,114万2,000円を増額し、1億1,634万円とし、支出につきましては款1資本的支出、項3建設改良費、目1固定資産購入費として同額の2,114万2,000円を計上するものであります。

3ページの病院事業会計資金計画書につきましては、説明を省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。貸借対照表であります。5ページの6、剰余金、(2)、欠損金に記載のとおり、当年度の純利益は当初予算と変わらず2億2,455万6,000円を見込むものであります。

以上、議案第244号、議案第245号、議案第246号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐美知さん。

○1番(五十嵐美知君) ただいまの課長から国の要綱に沿った今回の地域活性化臨時交付金について16事業を詳細にわたってお聞きしましたが、そこでこの細かいことについては後からまた委員会で聞きたいと思っておりますけれども、説明にもありましたから入札で行われると思うのですけれども、そこでこの入札に当たっての考えなのですか、今各商店にしても物が売れない、また企業についても仕事がない、そういう声が随分聞かれるわけです。こういう状況の中で生活を守る、雇用を守る、そのために地域で仕事をつくっていくという意味で地域活性化臨時特例交付金が

このように用意されていると思うのです。そこで、市内業者、各商店、企業の方々、このメニューの中に沿って賄えるものが随分あると思うのです。それで、入札方式でいくとどこかがぼんととってしまったら、そういうところに回っていかないのかとても私心配なのです。ですから、公平に多くの関係取り扱いのところにこういった仕事が回るように行っていただきたいのと、配慮してほしいというふうに思うのですが、この入札のあり方についてお答えいただければ。

○議長(獅畑輝明君) 町田総務課長。

○総務課長(町田秀一君) 先ほど提案説明でもお話ししておりましたが、交付金の活用に当たりましてはその趣旨を踏まえまして、地元企業の受注にできる限り配慮するとともに、早期発注に努めていくということにしておりますので、当市に指名登録しております市内業者に発注できますよう配慮いたしまして契約事務を遂行してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(獅畑輝明君) ほかにありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第244号、第245号、第246号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、北市勲君、太田常美君、林喜代子さん、鎌田恒彰君、植村真美さん、若山武信君、谷田部芳征君、宍戸忠君、五十嵐美知さん、以上9名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

(午前 11時36分 休憩)

---

(午後 4時40分 再開)

○議長(獅畑輝明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

(午後 4時41分 休憩)

---

(午後 5時50分 再開)

○議長(獅畑輝明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会、若山委員長から議案第244号平成21年度赤平市一般会計補正予算、議案第245号平成21年度赤平市介護保険特別会計補正予算、議案第246号平成21年度赤平市病院事業会計補正予算の審査報告書が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

議案第244号、245号、246号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

○議長(獅畑輝明君) 追加日程第1 議案第244号平成21年度赤平市一般会計補正予算、追加日程第2 議案第245号平成21年度赤平市介護保険特別会計補正予算、追加日程第3 議案第246号平成21年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長、若山武信君。

○予算審査特別委員長(若山武信君) [登壇] 審査報告を申し上げます。

平成21年6月19日に予算審査特別委員会に付託され

ました議案第244号平成21年度赤平市一般会計補正予算、議案第245号平成21年度赤平市介護保険特別会計補正予算、議案第246号平成21年度赤平市病院事業会計補正予算、以上3件について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成21年6月19日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全員一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(獅畑輝明君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第244号、第245号、第246号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定いたしました

○議長(獅畑輝明君) 日程第15 意見書案第79号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書、日程第16 意見書案第80号2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一還元、就学援助制度充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書、日程第17 意見書案第81号地方分権改革に当たり地域経済等に配慮を求める意見書、日程第18 意見書案第82号勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する意見書、日程第19 意見書案第83号全国健康保険協会管掌健康保険の

財源調整機能の拡充等を求める意見書、日程第20 意見書案第84号地方財政の充実・強化を求める意見書、日程第21 意見書案第85号国直轄事業負担金に係る意見書を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。若山武信君。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第79号、第80号、第81号、第82号、第83号、第84号、第85号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、意見書案第79号、第80号、第81号、第82号、第83号、第84号、第85号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長(獅畑輝明君) 日程第22 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、

陳情については、別紙配付のとおり各常任委員会及び特別委員会、議会運営委員会にそれぞれ付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、各常任委員会及び特別委員会、議会運営委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

---

○議長(獅畑輝明君) 日程第23 閉会中継続審査の議決について。

各委員長から、委員会において審査中の事件につき会議規則第101条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することに決定いたしました。

---

○議長(獅畑輝明君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成21年赤平市議会第2回定例会を閉会いたします。

(午後 5時59分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)